

令和8年第3回岐阜県議会定例会

条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会

(子ども・女性部)

目 次

(条例その他議案関係)

議第 75 号	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童 対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	・ ・ ・ 1
議第 76 号	岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等 の一部を改正する条例について	・ ・ ・ 2

議第 75 号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

子ども・女性部子ども・女性政策課

1 改正の趣旨

- 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(R6.6.26 公布、R8.12.25 施行。以下「法」という。)により、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止するための措置を講じることが義務付けられる。
- また、児童福祉法等により、都道府県は、国が定める基準に従い、児童福祉関係施設の設備や運営に関する基準を条例で定めなければならないこととされている。
- 今般、法の施行に向けて、関連する国基準が改正され、各施設・事業において「児童対象性暴力の防止及び児童等の適切な保護のため、従事者の犯罪事実確認等の措置を講じなければならない」旨が、新たに規定された。(R8.12.25 施行・適用)
- このため、関連する 5 条例について、国基準の改正内容のとおり改正を行う。

2 改正内容

- 次の 5 条例について、「児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。」とする規定を新たに追加
 - ① 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例
 - ② 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - ③ 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - ④ 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ⑤ 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3 施行日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日

議第 76 号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する
条例について

子ども・女性部子育て支援課

1 改正の趣旨

認定こども園及び保育所の運営基準等を定める次の 4 条例について、国の基準改正のとおり改正を行う。

- (1) 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例
- (2) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の主な内容

(1) 学級編制基準の改正

認定こども園の学級の編制基準を次のとおり改正する。

	改正前	改正後
1 学級の園児の数	原則 35 人以下	原則 30 人以下

※ 園児一人ひとりへの行き届いた教育を推進するための環境整備

※ 既存の認定こども園については、令和 13 年度末までの経過措置あり

(2) 配置職員への主務保育教諭・主務養護教諭の追加

幼保連携型認定こども園に配置しなければならない職員に「主務保育教諭」を、配置するよう努めなければならない職員に「主務養護教諭」を追加する。

※ 法改正により、職員間の総合調整を行う主務保育教諭等の職が創設されたことに伴う改正

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職の活用

認定こども園及び保育所に配置しなければならない保育士について、一定の条件の下、1 人に限り、当該施設に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとする。

※ 多様なニーズを抱えたこどもについて、受入れを促進、専門的な支援を充実

(4) その他既存の経過措置規定の改正、文言修正等の規定の整理

3 施行日

公布の日